主

原判決を破棄する。 被告人を懲役四月に処する。

但しこの判決の確定した日より二年間右刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用中、証人A、同B、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同I、同Jに支給した分は被告人の負担、同Kに支給した分は被告人及び原審相被告人Lの平等負担、当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高宮蘇吉の控訴趣意は末尾に添付する控訴趣意書に記載するとおりである。

所論によれば、原判決が被告人においてM有限会社の社員としてその業務上A外九名の生産者から「なたね」三十七叭を買入れて、一叺につき金三千二百円(又は三千円)の割合で右生産者等に支払つた旨認定した金員は、同会社から将来右生産者等に対し油及び油粕の還元配給をなすことを担保するための保証金であるというのであつて、結局この点に関する原判決の事実の認定が誤つているということに帰する。しかし所論の各証人の証言中には所論にそうべき供述がないではないが、これらの供述は原審証人E、同C、同J、同Kの各証言に照して到底信用するに足りないのみならず訴訟記録及び原審の取調べたその他の証拠を精査しても、原判決に所論のような事実の誤認があるとは認められないから論旨は理由がない。

・そこで刑事訴訟法第三百九十七条、第三百七十八条第四号後段及び第四百条但し 書に則つて、原判決を破棄し旦つ当裁判所は更に自ら次のとおり判決する。

被告人は油糧配給公団の指定集買機関である別府市大字a、M株式会社の臨時社員として同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに原判決添付の被告人に関する買受一覧表記載のとおり昭和二十四年七月十五日頃より同月二十日頃までの間十回にわたり大分県直入郡b村において、A外九名より同人等が生産した「なたね」三十七叺(一叺十二貫入)を、その統制額より金六万二千百二十五円五十銭超過した代金合計十一万七千八百円で買受けたものである。

(証拠説明省略)

被告人の判示各所為は物価統制令第三十三条第一号、第三条、第四条昭和二十四年八月十日物価庁告示第六百一号に各該当するところ、以上は刑法第四十五条前段の併合罪であるから所定刑中各懲役刑を選択した上、同法第四十七条本文第十条によつて、その内犯情の最も重い管国登との関係における罪の刑に法定の加重をなし、その刑期の範囲内において被告人を懲役四月に処する。但し諸般の犯情を考慮して同法第二十五条に従いこの判決の確定した日より二年間右刑の執行を猶予する。

なお主文掲記の訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項によつて被告人の負担 とする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 佐藤秀)